○文化庁告示第百九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日　文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　大河ドラマ「春日局」　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　籾井勝人）

三　利用方法

①　ＨＪホールディングス合同会社及びヤフー株式会社がストリーミング配信のため利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にするために当該番組を供給する。利用期間は一年間とする。（別表参照）

②　①に加えて必要に応じて一年間を単位として配信期間の延長を行う。（別表参照）

四　補償金の総額　①　一一八、五八一円

②　一一八、五八一円

（別紙）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：

⑴　ＨＪホールディングス合同会社及びヤフー株式会社がストリーミング配信のため利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にするために、当該番組を供給する。利用期間は１年間とする。

⑵　⑴に加えて必要に応じて１年間を単位として配信期間の延長を行う。

No.	実演家名	役名	利用方法⑴の補償金額（税込・単位：円）	利用方法⑵の補償金額（税込・単位：円）
1	若林哲行	村越茂助	777	777
2	俵一	家臣	777	777
3	高橋美香	侍女	259	259
4	嶺田則夫	前田利家	777	777
5	若林秀典	兵士	2,592	2,592
		近侍		
		家臣		
		僧		
6	中野美穂	おふじ	519	519
7	田村正男	通行人	259	259
8	奥村雅幸	兵士	1,426	1,426
		近侍		
9	大場政則	兵士	1,684	1,684
		家臣		
		町の人		
10	谷門進士	兵士	5,184	5,184
		家臣		
		町の人		
		阿部忠秋		
11	三浦賢二	高山右近	777	777
12	山浦広幸	七之丞	519	519
13	加藤新二	秀吉の家臣	1,166	1,166
14	安河内秀臣	兵士	259	259
15	黒田武士	町人	259	259
16	船田めぐみ	侍女	519	519
17	高橋昌子	侍女	519	519
18	尾羽智加子	おふく・少女時代	907	907
19	比嘉武尊	竹千代	259	259
20	出雲崎良	家臣	519	519
21	大城誠晃	出来丸	1,426	1,426
22	若林育美	侍女	259	259
23	藤井司	保科正之	519	519
24	早崎文司	本多正信	7,257	7,257
25	豊川博子	こう	907	907
26	石谷泰一	小姓	259	259
27	川鍋ふさみ	尼僧	259	259
28	内野真理子	和姫	907	907
29	小日向範威	七之丞	259	259
30	川島陽介	永井熊之助	1,426	1,426
31	藤木英子	くめ	2,592	2,592
32	寺沢和也	豊臣秀頼	259	259
33	長谷川宙	豊臣秀頼	519	519
34	内池学	森蘭丸	259	259
35	高田史子	人形つかい	259	259
36	平松小実	町の人	259	259

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日